

2 フィンランド共和国

(1) 商標法の動向等

1) フィンランドでは、1996年4月1日からマドリッド協定議定書が発効している。

2) 現行のフィンランドにおける商標に関する法規定は、2013年1月31日に法律第107号により改正された1964年1月10日法律第7号による商標法¹⁰、2013年7月18日に法律第579号により改正された1964年5月29日法律第296号による商標法規則¹¹、及び、1993年1月25日法律第40号により改正された1980年12月5日法律第795号団体標章法¹²が、施行されている。なお、上記2013年の法改正は、第VIII章商標に関する訴訟について、必要な商標法の内容を整備したものである。

マドリッド協定議定書への加盟に伴い1996年1月1日に商標法が改正された。マドリッド協定議定書に基づく国際登録の領域指定については、マドリッド協定議定書及び同議定書に基づく共通規則（以下「マドリッド共通規則」という）に定められた規定に従う(商標法第55条)と共に商標法第X章商標の国際登録第53条～第56(I)条商標の国際登録の規定に従う。

国際登録については、フィンランド商標法第53条にて、1891年4月14日に締結された標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する1989年6月27日の議定書に従って世界知的所有権機関の国際事務局が行う商標の登録をいう旨規定されている(第1段落)。

また、フィンランド特許庁は、国際登録に関するすべての行為についてフィンランド国内で責任を負い、かつ、フィンランドで効力を有する国際登録の記録を保管する(第2段落)ものとされている。

¹⁰ フィンランド特許庁のウェブサイト <http://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1964/19640007> から入手できる。英語版は <http://www.prh.fi/en/tavaramerkit/lainsaadanto/Tavaramerkkilaki.html> から入手できる。2013年改正前の2010年商標法の日本語テキストを、日本国特許庁のホームページで見ることができる。日本国特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国知的財産権制度情報→フィンランド→商標法(2014年12月10日現在)

¹¹ フィンランド特許庁のウェブサイト <http://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1964/19640296> から入手できる。英語版は <http://www.prh.fi/en/tavaramerkit/lainsaadanto/Tavaramerkkiasetus.html> から入手できる。2013年改正前の2010年商標法の日本語テキストを、日本国特許庁のホームページで見ることができる。日本国特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国知的財産権制度情報→フィンランド→商標法規則(2014年12月10日現在)

¹² フィンランド特許庁のウェブサイト <http://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1980/19800795> から入手できる。英語版は <http://www.prh.fi/en/tavaramerkit/lainsaadanto/Yhteismerkkipilaki.html> から入手できる。2013年改正前の2010年団体標章法の日本語テキストを、日本国特許庁のホームページで見ることができる。日本国特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国知的財産権制度情報→フィンランド→団体標章法(2014年12月10日現在)

3) フィンランド特許庁 (PRH) について

フィンランド特許庁 (Finnish Patent and Registration Office ; PRH¹³) は 1942 年に設立され、今日では、1967 年特許法、1991 年実用新案法、1971 年意匠法、1964 年商標法、1980 年団体標章法等を施行している。雇用経済省 (Ministry of Employment and the Economy ; MEE) の下部機関の 1 つで、特許イノベーション部門、商標意匠部門、企業法人部門並びに協会財団部門で構成された行政機関である。

(2) 商標の定義

商標の定義は、商標法第 1 条及び団体標章法第 1 条に規定されている。

- 1) (第 1 条第 2 及び第 3 段落) 視覚的に表示することができ、かつ、事業で提供される商品を他人の商品から識別する手段となり得る標章は、商標とすることができる。商標は、特に、個人名称を含む語、図形、文字、数字又は商品若しくはその包装の形状により構成することができる。
商品に関する本法の規定は、役務に準用される。

2) 団体商標 (団体標章法第 1 条)

団体は、当該団体の構成員が自らの業務活動で使用すべき商標(組合標章)についての排他的権利を商標法による登録若しくは使用を通して取得することができる。

上記の排他的権利はまた、組合標章として使用される他のシンボルについても、使用を通じた当該標章の確立によって取得することができる。

商品、役務を検査若しくは監督すること又はそれらに関する指令を発することを任務とする公的機関、協会その他の組織は、当該管理若しくは監督の対象となる商品や役務に対して使用すべき特別の標章(管理標章)についての排他的権利を登録により取得することができる。

フィンランド商標法にいうこれらの標章を併せて団体標章という。

(3) 方式要件

日本を本国官庁として、フィンランドを領域指定した国際登録出願を行う場合の、出願書類(MM2)の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

¹³ フィンランド特許庁の英語表記は当初の National Board of Patents and Registration of Finland ; NBPR から 2013 年に上記に変更された

出願書類(MM2)の記載

(1) 出願人

国内法において、出願人の表示については、出願人の名称若しくは商号¹⁴、居所及び住所を記載することが規定されている（商標法規則第9条(1)）。

(2) マーク

商標の定義は、本報告書「(2) 商標の定義」に記載の通りである。MM2の第7欄(a)には基礎出願又は基礎登録と同じ標章の複製を記載する(マドリッド共通規則9(4)(a)(v))。

(3) 標準文字制度

特段の規定はない。

(4) 色彩に係る主張

特段の規定はない。

(5) 標章音訳

ラテン文字以外の文字からなる商標は、マドリッド共通規則9規則(4)(a)(xii)の規定により、MM2の第9欄(a)の記載が必須である。したがって日本語の文字からなる商標の場合、その音訳をMM2の第9欄(a)にラテン文字で記載する必要がある。

(6) 標章の翻訳

特段の規定はない。

(7) 商標が意味を持たない造語を含む場合

特段の規定はない。

(8) 立体商標

特段の規定はない。

(9) 団体商標

該当する場合には、MM2の第9欄(d)「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」にチェックを付す。

フィンランド特許庁では、団体標章の登録願書には、団体の規約及び標章使用規則の他、組合、協会その他関係組織の登録簿からの又は出願団体の活動分野に関

¹⁴ 日本では出願人の名称として商号は記載できない（方式審査便覧 21.54）ため、MM2 の出願人に関する情報は、マドリッド協定議定書に従って基礎商標と同一の情報を記載する。

するその他の報告書からの必要な抜粋の書類を添付する(商標法規則第9条(6)、団体標章法第3条(1))ことが要求されている。従って、国際登録の領域指定については、フィンランド特許庁が暫定的拒絶通報を発送した日から12週間以内に上記書類をフィンランド特許庁に送付しなければならない(商標法第58条)¹⁵。

フィンランド団体標章法第4条第1段落には、団体標章の譲渡は申請に基づき登録を受けることができると規定されているが、マドプロ制度上、譲渡（名義人の変更）は、国際登録簿に記録する必要があるため、マドプロの場合は、国際事務局に申請すればよい。

(10) 標章の記述(説明)

特段の規定はない。

(11) 標章の称呼

特段の規定はない。

(12) ディスクレーム制度

ディスクレーム制度がある(商標法第15条)。

MM2の第9欄(g)にチェックを付し、商標の構成要素の一部について権利不行使の旨を記載することにより、権利不行使を認める全ての国において商標の構成要素の一部について権利不行使を宣言することができる。

(13) 商品及び役務

ニース条約の分類に従って記載するが、ニース分類の区分の表題(Headings)で認められない記載があり、その代替案がWIPOホームページの各国情報欄¹⁶に示されている。

(14) 使用の意思の宣言

使用の意思の宣言書の提出を求めるマドリッド共通規則第7規則(2)に基づく宣言をしていないため、不要である。

(15) その他

特段の規定はない。

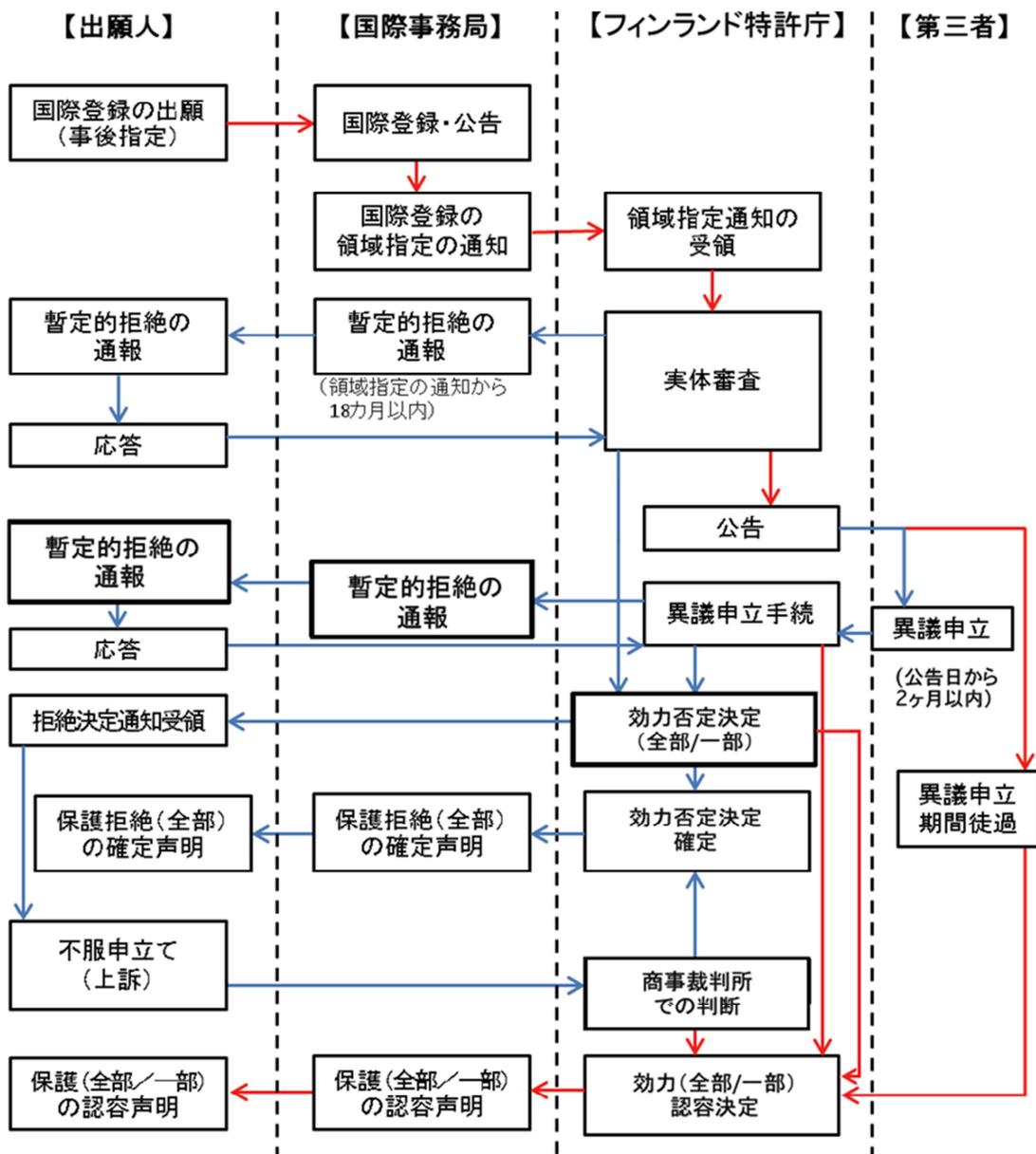
¹⁵ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fi.html?part=misc> の「Collective and Guarantee Marks」の欄を参考のこと

¹⁶ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fi.html?part=misc>

(4) 審査

① 実体審査の概略

フィンランドの実体審査の概略フローを以下に示す。



フィンランド特許庁は、国際事務局から国際登録の領域指定の通知を受領した場合、その登録の適否を審査する(商標法第 56a 条)。

国際登録の領域指定が受理要件を満たし、かつ、登録要件を満たす場合、フィンランド特許庁は、当該商標を登録簿に記載し、公告する(商標法第 20 条第 1 段落及び第 52c 条)。

その後、公告日から 2 ヶ月間の異議申立期間が設定され(商標法第 56c 条)、当該期間内に異議申立が提起されなければ、異議申立期間終了後、フィンランド特許庁より保護認容声明が国際事務局に送付される(マドリッド共通規則 18 規則の 3(1))。また、国際事務局は当該通知を国際登録の名義人に送付する(マドリッド共通規則 18 規則の 3(5))。

一方、国際登録の領域指定がフィンランド商標法に定める登録要件を満たさないと認定された場合、フィンランド特許庁は、当該国際登録について、フィンランドでは保護を認めない旨の暫定的拒絶通報を国際事務局に通知する。フィンランド特許庁から国際事務局への通知は領域指定通知日から 18 ヶ月以内に行われる(商標法第 56b 条第 1 段落)。

暫定的拒絶通報の応答期限は、フィンランド特許庁が暫定的拒絶通報を発送した日から 12 週間以内である。

なお、フィンランド特許庁では、団体標章の登録願書には、団体の規約及び標章使用規則の他、組合、協会その他関係組織の登録簿からの又は出願団体の活動分野に関するその他の報告書からの必要な抜粋の書類を添付する(商標法規則第 9 条(6)、団体標章法第 3 条(1))ことが要求されている。従って、国際登録の領域指定については、上記書類を上記 12 週間以内にフィンランド特許庁に送付しなければならない(商標法第 58 条)¹⁷。

暫定的拒絶の通報に対する応答の概要は以下のとおりである。

- 1) フィンランドに住所がない国際登録の名義人がフィンランド特許庁に暫定的拒絶通報に対する応答書面を提出することを望む場合、欧州経済地域に居住する代理人を任命する。この場合、欧州経済地域に住所がある法人も代理人として任命できる(商標法第56f条)。
- 2) 拒絶の通報に記載されている拒絶理由に対する意見書を提出する。
- 3) 必要に応じて意見書を正当化するための証拠を提出する。
- 4) 必要に応じて出願の補正を行う(商標法第56b条第2段落)。

意見書の提出及び出願の補正はフィンランド特許庁に国内手続として直接手続できる(商標法第 56b 条)。この場合、応答に使用する言語はフィンランド語又はス

¹⁷ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fi.html?part=misc> の「Collective and Guarantee Marks」の欄を参考のこと

ウェーデン語であることに留意する。また、国際事務局に対して **MM6** を申請することにより指定商品及び役務の変更することもできる。ただし、国際事務局に対して申請する場合、当該変更が国際事務局からフィンランド特許庁に通知されるのが暫定的拒絶の通報の応答期間経過後になると国際登録の領域指定の保護の拒絶が確定する可能性があることに留意する必要がある。

暫定的拒絶通報に対する応答の結果、拒絶理由が解消された場合、又は一部拒絶に応答しなかった場合は、当該国際登録に対して登録を認める旨が公報に公告される。その後、公告日から **2** ヶ月間の異議申立期間が設定され、異議申立の提起がなければ保護付与の決定がなされ、フィンランド特許庁は国際事務局に保護認容声明を送付し、国際事務局は当該通知を国際登録の名義人に送付する（マドリッド共通規則 **18** 規則の **3(2)(5)**）。

当該国際登録の名義人が提出した意見書に、当該商標がフィンランド商標法に定める登録要件を満たすに足る根拠が示されていない場合は、フィンランド特許庁は、当該国際登録がフィンランドにおいては効力を有さないか又は部分的に有する旨の決定を行う（商標法第 **56b** 条第 **2** 段落）。

当該国際登録の名義人がフィンランド特許庁の暫定的拒絶通報に関する意見書を指定期限内に提出しない場合、当該国際登録はフィンランドでは効力を認められない。当該暫定的拒絶通報が国際登録対象商品の一部のみに係る場合、当該国際登録は、フィンランド特許庁から通知されていない商品・役務のみフィンランドにて効力を有する（商標法第 **56b** 条第 **3** 段落）。

フィンランド特許庁の拒絶決定通知がフィンランドにおける登録を求める国際登録の名義人に対して不利であるか、又はその事件が却下された場合、国際登録の名義人は、商事裁判所に審判を請求することができる（商標法第 **42** 条、第 **56i** 条第 **1** 段落、第 **51a** 条）。

裁判所への不服申立の結果、拒絶理由が解消されなかった場合又は拒絶決定に対する不服申立が請求されなかった場合、フィンランド特許庁は保護拒絶の確定声明を行い、国際事務局にその旨を通知する（マドリッド共通規則 **18** 規則の **3(3)**）。国際事務局は当該通知を国際登録の名義人に送付する（マドリッド共通規則 **18** 規則の **3(5)**）。

上訴を経て保護が認められ、国際事務局に保護認容声明を送付した後、その認容の公告日から **2** ヶ月間の異議申立期間が設定される。フィンランドにおける国際登録に対する異議申立は、当該公告日から **2** 月以内に、フィンランド特許庁に書面で行わなければならない（商標法第 **56c** 条第 **2** 段落）。

② 審査内容

フィンランド特許庁は、国際事務局から国際登録の領域指定の通知を受領した場合、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の有無について実体審査をする(商標法第56a条)。

③ 暫定的拒絶通報の期間

国際事務局がフィンランド特許庁に対して領域指定を通知した日から18ヶ月以内に、フィンランド特許庁は、当該国際登録はフィンランドでは効力を認められない旨の暫定的拒絶通報を国際事務局に通知する¹⁸。また、マドリッド協定議定書第5条(2)(c)の宣言により¹⁹、当該18ヶ月の期間満了後も異議申立により暫定的拒絶の通報が行われる場合もあり、その場合も、フィンランド特許庁は国際事務局に対して暫定的拒絶の通報を通知する。国際事務局はこれら暫定的拒絶の通報を国際登録の名義人に通知する(マドリッド共通規則17規則(4))。

④ 絶対的拒絶理由の内容

1) 識別力(商標法第13条)

商標は、その所有者の商品を他人の商品から識別できなくてはならない。

商品の種類、品質、数量、用途、価格、生産場所若しくは生産時期のみを表示するか又はそれに若干の変更若しくは付加したに過ぎない標章は、識別性があるとは認められない。また、商品の技術的効果を実現するのに必要な商品の特徴である形態又は商品の価値を実質的に高める形態のみで構成されている標章も識別性があるとは認められない。

商標が識別性を有するか否かについては、すべての事情、特に当該標章が使用されている期間と程度を考慮して判断する。

2) 法律又は公序良俗に反する場合(商標法第14条(1))

3) 公衆に誤認させる虞がある場合(商標法第14条(2))

4) 国の国旗等(商標法第14条(3))

適正な許可なく、国の紋章、国旗その他の記章、当該商標が対象とする商品と同一若しくは類似の種類の商品について国家が使用する監督若しくは保証用の標識若しくは印章、フィンランド地方自治体の紋章、国際機関の旗、紋章その他の記章、名称若しくは略称、又は前記記章、標章、名称若しくは略称との混同を生じさせる虞がある紋章図柄、記章、名称若しくは略称が含まれている場合

¹⁸ マドリッド協定議定書5条(2)(b)の宣言

<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

¹⁹ マドリッド協定議定書5条(2)(c)の宣言

<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

- 5) 植物品種の登録名称との混同を生じさせる虞がある場合(商標法第 14 条(10))
- 6) 原産地名及び地理的表示保護に違反する場合 (商標法第 14 条(11))²⁰
 登録原産地名登録出願後又は登録地理的表示登録出願後の、以下の(a)～(c)に該当する商標の同一産物に関する商標登録出願は拒絶される²¹。
- (a)登録産物でない産物の登録名称の直接的又は間接的営利使用であって、当該産物が登録産物と類似しているか又は当該名称の使用が登録名称の評判を不当に利用する場合²²。
- (b)悪用、模倣又は再現。産物の真の原産地が表示されている場合、又は登録名称の翻訳若しくは「style」、「type」、「method」、「as produced in」、「imitation」等の類似表現が記載されている場合²³。
- (c)産物に関する内装、外装、広告用の資料又は書類に記載された表示であって、産物の出所、原産地、種類又は基本的品質に関して虚偽又は誤認を生じさせるもの、及び原産地誤認の虞のある容器に当該産物を格納すること
- 7) ワインの原産地名及び地理的表示保護に違反する場合 (商標法第 14 条(11))²⁴
 登録原産地名又は登録地理的表示の原産地名又は地理的表示保護登録の委員会への出願日後に出願され、以下(a)～(d)に該当し、かつ、農産物市場の共同組織化を確立する一定農産物の特別規定に関する規則(EC)No.1234/2007 (単一共同市場組織化規則)を修正する理事会規則(EC)No.491/2009 付属書類 XIb に掲載されたカテゴリに該当する産物に関する商標は、拒絶される^{25,26,27}。

²⁰ 農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地名の保護に関する理事会規則(EC)No.510/2006 第 14 条に違反する場合をいう。

²¹ 欧州法の遵守を前提として、欧州域内での原産国での原産地名若しくは地理的表示の登録前又は 1996 年 1 月 1 日前に、善意で出願され、登録され又は使用により確立されている商標は、当該原産地名又は地理的表示の登録後も使用できる。ただし、当該商標に、加盟国の商標法の調和に関する 1988 年 12 月 21 日の第 1 理事会指令 89/104/EEC 又は共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)No.40/94 に定める無効又は取消の理由が存在しないことを条件とする(農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地名の保護に関する理事会規則(EC)No.510/2006 第 14 条第 2 段落)。

²² ただし、農産物又は食品の一般名称を含む場合は、該当する農産物又は食品への当該一般名称の使用は認められる(農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地名の保護に関する理事会規則(EC)No.510/2006 第 14 条第 1 段落<a>後段)。

²³ ただし、農産物又は食品の一般名称を含む場合は、該当する農産物又は食品への当該一般名称の使用は認められる(農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地名の保護に関する理事会規則(EC)No.510/2006 第 14 条第 1 段落後段)。

²⁴ 農産物市場の共同組織化を確立する一定農産物の特別規定に関する規則(EC)No.1234/2007 (単一共同市場組織化規則)を修正する理事会規則(EC)No.491/2009 第 1181 条に違反する場合をいう

²⁵ 産物仕様書に従って製造されたワインを売買する仲介者であれば、登録原産地名及び登録地理的表示を用いてよい(農産物市場の共同組織化を確立する一定農産物の特別規定に関する規則(EC)No.1234/2007 (単一共同市場組織化規則)を修正する理事会規則(EC)No.491/2009 第 1181 条第 1 段落後段)。

²⁶ 欧州法の遵守を前提として、共同体域内で原産国における原産地名若しくは地理的表示の登録日前に出願され、登録され又は使用により確立されている場合、原産地名又は地理的表示が登録された後も当該商標を使用できる。ただし、当該商標に、加盟国の商標法の調和に関する 1988 年 12 月 21 日の第 1 理事会指令 89/104/EEC 又は共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)No.40/94 に定める無効又は取消の理由が存在しないことを条件とする(農産物市場の共同組織化

- (a)登録対象でない産物の登録名称の直接的又は間接的営利使用又は製品仕様書に準拠しない使用²⁸。
- (b)悪用、模倣又は再現。産物の真の原産地が表示されている場合、又は登録名称の翻訳若しくは「style」、「type」、「method」、「as produced in」、「imitation」その他類似の表現が記載されている場合も同様とする。
- (c)当該ワインに関する、内装又は外装、広告用の資料又は書類に記載された表示であって、産物の出所、原産地、種類又は基本的品質に関して虚偽又は誤認が生じるもの、及び産物の原産地誤認の虞のある容器にその産物を格納すること。
- (d)消費者に原産地を誤認させる虞のあるいかなる行為。

8) 蒸留酒の地理的表示保護に違反する場合²⁹

- 地理的表示³⁰を含む商標の登録で以下に該当する商標は、拒絶し、無効とする³¹。
- (a)登録の対象でない蒸留酒の直接的又は間接的営利使用³²。
 - (b)悪用、模倣又は再現。産物の真の原産地が表示されている場合、又は地理的表示の翻訳若しくは「like」、「type」、「style」、「made」、「flavour」その他類似の表現が記載されている場合も同様とする。
 - (c)当該蒸留酒の原産地誤認の虞のある記載、発表又は表示であって、産物の出所、原産地、種類又は基本的品質に関して虚偽又は誤認が生じるもの。
 - (d)消費者に原産地を誤認させる虞のあるいかなる行為。

を確立する一定農産物の特別規定に関する規則(EC)No.1234/2007 (単一共同市場組織化規則)を修正する理事会規則(EC)No.491/2009 第 1181 条第 2 段落)。

²⁷ 一般化した名称は原産地名称又は地理的表示として登録されないため、保護された原産地名称又は地理的表示が一般化された場合はこの限りではない。ここでいう「一般化した名称」とは、ワインの名称が、当該産物が本来的に生産され売買される場所や領域に関連している場合であっても、共同体内で一般化することを意味する。当該名称の一般化を立証するためには、全ての関連する要素、特に(a) 共同体内、特に消費されている領域に存在する事情；(b) 関連する共同体又は各国法制；が考慮される(第 118k 条(1))

²⁸ ただし、登録産物と類似の産物か、又はその名称の使用が登録名称の評判を不当に利用する場合に限る(農産物市場の共同組織化を確立する一定農産物の特別規定に関する規則(EC)No.1234/2007 (単一共同市場組織化規則)を修正する理事会規則(EC)No.491/2009 第 1181 条第 1 段落<a>)。

²⁹ 蒸留酒の地理的表示の定義、説明、提示、ラベル表示及び保護に関する理事会規則(EEC)No.1576/89 を廃止する欧州議会及び理事会規則(EC)No.110/2008 第 23 条に違反する場合

³⁰ 蒸留酒の地理的表示の定義、説明、提示、ラベル表示及び保護に関する理事会規則(EEC)No.1576/89 を廃止する欧州議会及び理事会規則(EC)No.110/2008 付属書類 III に掲載された地理的表示をいう

³¹ 欧州法の遵守を前提として、当該使用が(a)～(d)のいずれかに該当する商標で、欧州域内の原産国における地理的表示の登録日前又は 1996 年 1 月 1 日前に、善意で出願され、登録され又は使用により確立されている場合、当該地理的表示の登録後も当該商標を使用できる。ただし、当該商標に、加盟国の商標法の調和に関する 1988 年 12 月 21 日の第 1 理事会指令 89/104/EEC 又は共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)No.40/94 に定める無効又は取消の理由が存在しないことを条件とする。

³² ただし、当該産物が登録地理的表示の下で登録されている蒸留酒と類似していること、又は当該使用が登録地理的表示の評判を不当に利用する場合に限る(蒸留酒の地理的表示の定義、説明、提示、ラベル表示及び保護に関する理事会規則(EEC)No.1576/89 を廃止する欧州議会及び理事会規則(EC)No.110/2008 第 23 条第 1 段落<a>後段)。

⑤ 相対的拒絶理由の内容

他人と混同を生じさせる商標³³（商標法第 14 条(4)-(9)）

1) 氏名名称等（商標法第 3 条第 2 段落、第 14 条(4)）

他人の保護商号、補助商号若しくは副次的標章であるとの印象を与えるか、又は死去後長期間が経過した者に明白に関係する場合を除き、他人の名称若しくは肖像であるとの印象を与える虞があるもので構成されるか又はそのようなものを含む場合（商標法第 14 条(4)）

なお、他人の名称又は商号、また、他人の補助商号又は副次的標章が識別機能を欠いている場合又は取引分野若しくは関係商品の種類が異なっている場合を除いて、商標中に含めてはならない。（第 3 条）。

2) 他人の著作権等（商標法第 14 条(5)）

独創性を備え、保護されている他人の文学作品若しくは芸術作品の題名であるとの印象を与える虞があるもので構成されるか若しくはそのようなものを含む場合、又は当該作品についての他人の著作権又は挿絵写真若しくは登録意匠に関する権利者の権利を侵害する場合

3) 他業者の名称若しくは保護商号、補助商号若しくは副次的標章、先願に基づいて登録されている他人の商標又は出願の時点で既に確立されている他人の取引標章との混同を生じさせる虞がある場合（商標法第 14 条(6)）

4) 出願時に既に他人が自己の商品に使用している取引標章との混同を生じさせる虞がある場合に、出願人がその出願時に当該使用を認識し、かつ、当該他の取引標章の使用前に自己の標章を使用していなかった場合（商標法第 14 条(7)）

5) フィランド又は欧州共同体で有効な国際登録の保護対象であり当該国際登録に基づきフィンランド又は欧州共同体で先に権利を認められている商標との混同を生じさせる虞がある場合（商標法第 14 条(8)）

6) 共同体商標に関する理事会規則(EC) No. 40/94 に基づき欧州共同体域内市場で機能する欧州共同体商標意匠庁(共同体商標庁)によって登録された共同体商標(商標法第 57 条)であって、先の出願に基づいて登録されているか又は理事会規則第 34 条若しくは第 35 条に基づくフィンランドからの優先順位を有しているものとの混同を生じさせる虞がある場合（商標法第 14 条(9)）

³³ 権利の関係人が同意するときは、登録が他の規定に反さない限り、登録を受けることができる。

(5) 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

- ① 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶/一部拒絶の取扱い
 - 1) 暫定的拒絶の通報に使用されている言語は英語。
 - 2) 暫定的拒絶の通報には、拒絶理由及び拒絶理由に対応する応答方法の説明、応答期間は暫定的拒絶通報の発送日から12週間であること、暫定的拒絶通報への応答は、欧州経済地域に居住する代理人を介して、フィンランド語か又はスウェーデン語で行うこと、との注意書きが記載されている。
 - 3) 全部拒絶/一部拒絶の取扱は、暫定的拒絶通知書の「VI」欄に当該拒絶の適用範囲が示され、具体的な拒絶の対象は「**Other information concerning the international registration which is subject of the refusal:**」欄に記載される。拒絶の対象が一部の商品・役務に対してのみの場合で、当該暫定的拒絶理由通知書に応答しなかった場合は、拒絶された対象についてのみ拒絶され、拒絶理由のない商品・役務は保護される(商標法第56b条第3段落)。
 - 4) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。

THE PROTOCOL RELATING TO THE MADRID AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF MARKS

EX OFFICIO PROVISIONAL TOTAL REFUSAL

フィンランドを領域指定した
国際登録に係る暫定的拒絶理由通報

notified to the International Bureau of the World Intellectual Property Organization (WIPO) according to
Art. 5 of the Madrid Protocol

I. Office refusing protection:

Finnish Patent and Registration Office
Trademarks
P.O. Box 1170
FIN-00101 HELSINKI
Telephone: +358-29-509 5000
Telefax: +358-29-509 5328

I. 通報を行う機関：
フィンランド特許庁

II. Number of the international registration which is the subject of the refusal: 981652

II. 国際登録番号

III. Other information concerning the international registration which is subject of the refusal:
Verbal elements of the mark: UNE (word).

III. 拒絶の対象である国際登録に関する情報

IV. The grounds for this refusal are the following:

The trademark is in respect of the goods in class 3 liable to be confused with the following Finnish trade name: Une Oy; registered 16.05.2013 (dd.mm.yyyy) in the Trade Register under number 2546166-3 for a field of activities covering identical and similar kinds of goods (extract from the trade name register enclosed). The name and the address of the holder of the company (holder, address, country): Une Oy, Kaukametsänkatu 1 D 13, 33710 Tampere, FI

IV. 拒絶理由の内容

V. Provisions of the Finnish Trademarks Act applicable on the subject (enclosed):

Art. 6 paragraph 1, Art. 14 paragraph 1 item 6

V. 拒絶理由に関する関連条項

VI. Total refusal.

VI. 拒絶の範囲

VII. The holder of the registration may request a review of the refusal. The request shall be received by Finnish Patent and Registration Office no later than within 12 weeks from the date of the refusal. **The time limit expires 12.11.2014 (dd.mm.yyyy).**

The request, which is to be drawn up in Finnish or Swedish, has to be filed through the intermediary of a representative resident in the European Economic Area (Art. 56 f).

If the holder of the registration has not within the time limit given above requested for the review, the registration shall not take effect in Finland for the goods/services which are affected by the refusal (Art. 56 b paragraph 3).

VII. 拒絶理由に対する応答に関する情報：
応答期限、使用言語、応答しなかった場合
の手続き等が記載される

If the grounds for this refusal include Community trademarks, Community trademark applications or international registrations designating Finland or European Community they can remain as grounds for this refusal even if

- the Community trademark or the Community trademark application is converted into a national trademark application and it leads to registration (Art. 57 a and Art. 14 paragraph 1 item 6),
- the international registration designating Finland is transformed into a national trademark application and it leads to registration (Art. 56 i and Art. 14 paragraph 1 item 6) or
- the international registration designating European Community is, under Council Regulation (EC) No 207/2009 on the Community trademark,
 - a) converted into a national trademark application and it leads to registration (Art. 159),
 - b) converted to an international registration where Finland is designated and it's accepted to be valid in Finland (Art. 159) or
 - c) is transformed into a Community trademark application and it leads to registration (Art. 161).

Please note that if the designation is accepted subsequent to reviewal or appeal an opposition may be filed against the mark within 2 months of the publication of the mark (Art. 56 c).

Oppositions may be filed after the end of the 18-month period (Art. 5(2)(c)(i) of the Madrid Protocol, Rule 16(1) of the Common Regulations).

VIII. Date on which the refusal was pronounced: 20.08.2014 (dd.mm.yyyy)

IX. Signature of the Office


Mika Kivi
Head of Unit
Tel. +358-9-6939 5835

VII. 拒絶理由に対する応答に関する情報(続き)
注意書き：登録が許可される場合には、公告日から2ヶ月以内に異議申立がされる可能性があること
異議申立は領域指定の通知日から18ヶ月経過後にも提起される可能性があること

VIII. 暫定的拒絶の通報日

IX. 機関による署名

② 暫定的拒絶通報への応答期間

- 1) 「(5) 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続②」の欄で述べたとおり、暫定的拒絶通報に対する応答期限は、フィンランド特許庁が暫定的拒絶通報を発送した日から 12 週間以内である³⁴。
- 2) 国際登録の領域指定の通報がなされた日から 18 ヶ月以内にフィンランド特許庁から暫定的拒絶通報が送付されたにもかかわらず（マドリッド協定議定書第 5 条(2)(b)）、暫定的拒絶通報に対する意見書を指定期限内に提出しない場合、当該国際登録は、フィンランドでは効力を認められない(商標法第 56b 条第 1 段落)。

拒絶の理由が国際登録の商品・役務の一部のみの場合、当該国際登録は、暫定的拒絶通報に応答しなくとも、拒絶理由のない商品・役務についてはフィンランドで保護される(商標法第 56b 条第 3 段落)。

③ 現地代理人の必要性の有無

暫定的拒絶の通報に対する応答について、フィンランドに住所がない国際登録の名義人は、欧州経済地域に居住する代理人であって、国際登録の領域指定に関する事項について自己を代理する現地代理人を選任しなければならない（商標法第 31 条(1)、商標法規則第 9 条(2)）。

④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

上記③で述べたように、国際登録の名義人は暫定的拒絶の通報に対する応答を自身で行うことができず、フィンランドに居住していないあるいは支店、営業所等の拠点がなく国際登録の名義人は、実質的に現地代理人を選任し、その現地代理人の住所をフィンランド特許庁に届け出る手続が必要である。また、応答に際して、指定商品及び役務の一部減縮（MM6）は、国際事務局に対して手続を行うことができる（マドリッド共通規則 25(1)(a)）。したがって、国際登録の領域指定に係る指定商品・役務の減縮（MM6）により、暫定的拒絶の通報に記載された拒絶理由が解消していれば、登録は認められると考えられる。

ただし、当該変更が国際事務局から通知されるのが暫定的拒絶の通報の応答期間経過後になると国際登録の領域指定の保護の拒絶が確定する可能性があるため、当該変更を申請した旨を通知しておくことが望ましい。

⑤ 暫定的拒絶通報に対しフィンランド特許庁に直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

フィンランド特許庁は、国際登録の名義人からの応答を検討し、フィンランド特許庁の暫定的拒絶通報に関して当該国際登録の名義人が提出した意見書に当該商標がフィンランド商標法に定める登録要件を満たすに足る根拠が示されていない場合、

³⁴ WIPO の以下のページ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fi.html?part=designated> によればこの暫定的拒絶通報に対する応答期限は延長されることがあるようである。

当該国際登録がフィンランドでは効力を有さないか又は部分的に有する旨の決定を行う(商標法第 56b 条第 2 段落)。フィンランド特許庁は、拒絶決定通知を国際登録の名義人に送付し、不服申立期間経過後、又は 不服申立後拒絶が確定した場合、フィンランド特許庁は保護拒絶（全部）の確定声明を国際事務局に対して送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(3)）。国際事務局は、当該通知を国際登録の名義人に送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(5)）。

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

暫定的拒絶の通報に記載された拒絶理由が解消され、又は暫定的拒絶が通報されなかった場合、フィンランド特許庁は、当該国際登録を登録簿に記載し、それを公告する(商標法第 56c 条)。

なお、商標法に基づく公告は、フィンランド特許庁が発行する商標公報でなされる。登録に関する国際登録の領域指定に関する書類及び添付書類は、公告日から 2 月間、フィンランド特許庁にて公開される(商標法規則第 21 条)。

公告により公開される事項は以下のとおりである(商標法第56c条第1段落、第20条)。

- 1) 公告日
- 2) 国際登録番号
- 3) 商標
- 4) 国際登録日又は事後指定日
- 5) 国際登録の名義人の名称若しくは商号及び居所
- 6) 国際登録の名義人が代理人を任命している場合は、代理人の名称
- 7) 商標権の対象となる商品若しくは役務の類
- 8) 団体標章に関する記載

さらに、商標が色彩商標である場合はその旨の表記、フィンランド特許庁が相当と判断する場合は商標のその他の特徴、及びディスクレーム及び優先権の記載も含まれる。商標法第56c条第2段落に規定する国際登録に対する異議申立の可能性についても周知される(商標法規則第22a条)。

フィンランドにおける国際登録に対する異議申立は、当該公告日から2月以内にフィンランド特許庁に書面で行う(商標法第56c条)旨規定されている。当該異議申立期限が国際事務局の領域指定の通知から18ヶ月経過後に満了する場合、フィンランド特許庁は、国際事務局の領域指定の通知から18ヶ月以内に、国際事務局の領域指定の通知から18ヶ月経過後に異議申立に基づく暫定的拒絶通報が送付される可能性があることを国際事務局に通知する³⁵(商標法第56d条第2段落)。異議申立がされた場

³⁵ 参照:通知に関して、本報告書(5)①4) 暫定拒絶通報の第VII。職権審査に基づく暫定拒絶通報において、領域指定通知日から 18 カ月経過後に異議申立の可能性がある旨記載されている。

合、当該登録がフィンランドで効力を有さない旨の暫定的拒絶の通報は、当該異議申立期限の経過後1月以内に行う(商標法第56d条第3段落)。

期間内に異議申立がなかった場合、フィンランド特許庁にて権利保護の付与が決定する。フィンランド特許庁は国際事務局に保護（一部又は全部）認容声明を送付する（マドリッド共通規則18規則の3(1)(2)）。国際事務局は、当該通知を国際登録の名義人に送付する（マドリッド共通規則18規則の3(5)）。

なお、異議申立が行われた後、当該国際登録の対象である商標がフィンランド商標法に定める登録要件を満たさないとフィンランド特許庁が認定する場合、フィンランド特許庁は、暫定的拒絶通報を国際事務局に通知する(商標法第56d条第1段落)。

異議申立の後に、当該国際登録のフィンランドにおける効力否定の決定が確定した場合、フィンランド特許庁がその旨を公告する(商標法第56d条第3段落)。

フィンランド商標法に定める登録要件を満たさないと認定が国際登録の商品・役務の一部のみの場合、当該国際登録は、暫定的拒絶通報に応答しなくとも、拒絶理由のない商品・役務については、フィンランドで保護される(商標法第56b条第3段落)。

フィンランド特許庁は、登録について何らの不備も認められないと判断した場合は異議申立を却下する(商標法第21条第2段落)。異議申立が不成立の場合、フィンランド特許庁は、国際事務局に保護認容声明を送付する（マドリッド共通規則18規則の3(2)）。

(7) 登録

① 登録簿

- 1) フィンランド特許庁において、国際登録の領域指定についてフィンランドにおける保護が認められ、公報にて公告された後、異議申立期間を経て保護付与が決定されると、フィンランド特許庁にて管理されている登録簿にその旨が登録される（商標法第20条、商標法規則12）。

なお、登録によって取得される商標における排他的権利は、標章のうち商標として登録することができない部分には及ばないため、商標に当該部分が含まれ、かつ、当該商標の登録によって排他的権利の範囲について不明確が生じる可能性があるとして認められる特別な理由がある場合は、当該部分の保護は、登録に際して権利の部分放棄として明記される。保護の対象から除外された商標の一部が後に登録適格を有するに至った場合、当該部分を対象とするか又は当該部分を除外しない当該商標の全体を対象とする新たな登録を行うことができる(商標法第15条)。

登録簿には次に掲げる事項を記載する。

- (a) フィンランド特許庁が付与する出願番号
- (b) 国際登録番号と国際登録日（又は事後指定日）
- (c) 商標所有者の名称若しくは商号及び居所
- (d) 登録商標の対象となる商品又は役務の類及び商品又は役務
- (e) 該当する場合は、団体標章に関する記載
- (f) 当該登録が法的効力を有さない旨の記載
- (g) 商標法第56g条第2段落³⁶に基づく記載
- (h) 当該出願が国際登録に基づくことであることの記載
- (i) 商標法第52条に基づく措置³⁷に関する記載

商標法第15条(マークのディスクレーム)に定める保護範囲からの除外及び優先権(商標法第18条及び第30条)も登録簿に記載される。

商標の色彩等フィンランド特許庁の裁量で商標の他の特徴も記載される。国際登録の名義人がフィンランドに在住していない場合、国際登録の名義人の代理人が登録簿に記載される。

代理人の記載は、フィンランド特許庁が適切と判断する場合にもなされる(商標法規則第2条)。

登録商標の全部又は一部が国際登録簿から取り消された場合は、フィンランド特許庁は、登録簿から対応する部分を抹消し、その旨を公告する(商標法第56h条)。

国際登録に関連し、かつ、フィンランド特許庁が通知を受けた更新、譲渡及び国際登録簿からの取消し並びにライセンスは公告される(商標法第56k条)。

- 2) フィンランドで効力を有する国際登録は、国際事務局により付与された国際登録日から効力を生じる(商標法第 56e 条)。

³⁶ フィンランドで登録されている商標の所有者が、同一商標についてフィンランドで効力を有する国際登録を付与され、かつ、国内登録の対象である商品・役務のすべてが当該国際登録の商品・役務の一覧に含まれている場合、当該商標の国際登録は既存の国内登録を代替する。フィンランド特許庁は、代替の記録を求める請求があった場合は、当該商標の国際登録が効力を有する旨を登録簿に登録し、その旨を公告する(商標法第 56g 条)。この場合、フィンランド国内登録の登録番号及び有効な国際登録の登録番号が共に公示される(商標法規則第 26a 条)。

³⁷ フィンランド特許庁が国際事務局から国際登録の通知を受領し、当該国際登録における保護の開始日が同一商標に対するフィンランドにおける登録による保護の開始日より早く、かつ、当該国際登録の対象商品がフィンランドにおける登録の対象商品と全面的又は部分的に同一である場合に、関係国内登録に関する決定を取り消して当該事項に関し新たな決定を行った場合、及び、フィンランド特許庁が登録付与の決定を行った後、異議申立期間が経過する前に登録付与の決定が手続上の明白な誤りに基づくことを発見した場合に、その誤った決定を取り消して当該事項について新たな決定をした場合である。

なお、第三者は、フィンランド特許庁に特定の語の商標が登録簿に登録されているか否かを問い合わせできる(商標法規則第20条)。

② 登録証書の発行

登録証書は発行されない。

(8) 登録後の注意事項

1) フィンランド商標法における「登録」

フィンランド商標法では、「登録」に関して、販売その他の方法で事業において提供される商品を他人の商品から識別する独特の標章としての商標に排他的権利を与える(商標法第1条第1段落)と規定されている。

しかし、商標の排他的権利は、当該標章が確立された後は、登録なしでも取得することができ、フィンランド商標法で規定される商標である独特の事業標章以外の標章における排他的権利も、当該標章が確立されることにより取得することができる点に留意する。当該取引標章は、フィンランドの関係業界若しくは消費者間で、当該所有者の商品に特有の標章として一般に認識されるに至っている場合に確立されているとみなされる(商標法第2条)。

2) 登録商標の無効

商標がフィンランド商標法の規定に違反して登録されている場合は、特段の事情が認められない限り、当該登録は無効と宣言される(商標法第25条)。

商標の排他的権利は、次の場合は無効とされる。

(a) 商標が登録時又は確立時に備えていた識別力が喪失したことが明らかな場合

(b) 商標が登録時又は確立時より後に誤認を生じさせるようになったか又は法律若しくは公序良俗に反するものとなった場合

登録無効の理由が、商標の登録商品の一部に存在するにすぎない場合、登録は、当該商品についてのみ無効とされる(商標法第26条第1段落及び第3段落)。

3) 商標の不使用に基づく登録無効(商標法第26条第2段落)

登録商標が過去5年間使用されておらず、かつ、所有者がその不使用について正当な理由を提示できない場合は、当該商標の登録は無効とされる。

所有者の同意を得た商標の使用は、所有者自身による使用と同等とみなされる。

ただし、5年間の不使用期間が経過したが登録無効の請求前に当該商標が使用された場合は、登録無効を請求することはできない。

当該商標の使用が無効の請求前 3 月以内に行われた場合であって、無効請求の行われることを所有者が知った後に当該使用の準備が開始された場合は考慮されない。

4) 商標無効の訴の提起(商標法第 27 条)

商標の所有者を相手方として商標登録無効審判が提起された場合、商事裁判所が登録無効かつ商標失効を宣言するか否かについて判決を下す。

商標登録により不利益を受ける者であれば何人も、上記無効審判を提起することができる。

その事件の無効理由が、上記「(4) 審査④絶対的拒絶理由」に記載した絶対的拒絶理由(商標法第 13 条、第 14 条第 1 段落(1)～(3))又は上記 2)及び 3)の商標法第 26 条に基づく無効理由の場合は、公訴官又は関連事業若しくは関連事業者の利益を保護する機関も、登録無効審判を提起することができる。

原告からの請求により登録無効審判の提起が登録簿に記載される。

5) なお、国際登録の領域指定が、フィンランドにおいて登録された後に無効となった場合は、フィンランド特許庁から国際事務局にその旨通報される(マドリッド議定書第 5 条(6))。

6) 印刷物への商標の掲載

辞書、用語集、マニュアルその他類似の印刷又はデータネットワークによる出版物の著者、編集者又は出版者は、登録商標の所有者から請求があった場合は、当該出版物において必ず商標が登録されている旨の記載をしなければならず、その旨の記載をしなかった場合は、適切な態様及び程度で訂正を公表し、かつ、その公表費用を負担しなければならない(商標法第 11 条)。

(9) 異議

1) 異議申立の期間 (商標法第 56c 条)

国際登録の領域指定について、フィンランドにおける登録要件を満たすと判断されると、公報にて公告される。異議申立の期間は、当該公告日から 2 月以内である(商標法第 56c 条)。

この期間内に何人も保護の付与に対してフィンランド特許庁に異議申立を請求することができる。フィンランド特許庁は、特定の語からなる商標が登録簿に登録されているか否かについての公衆による質問に答える義務を負い(商標法規則第

20条)、登録が認められた国際登録の領域指定に関する書類は、公告日から2月間、フィンランド特許庁で公開される(商標法規則第21条)。

異議申立の請求がなされると、国際事務局に対して異議申立による拒絶理由を明記した暫定的拒絶の通報を送付する(マドリッド共通規則17)。

異議申立期限が国際事務局による国際登録の領域指定の通知日から18ヶ月が経過した後に満了する場合、フィンランド特許庁は、国際登録の領域指定の通知日から18ヶ月以内に、国際登録の領域指定の通知日から18ヶ月経過後に異議申立に基づく暫定的拒絶通報が送付される可能性がある旨国際事務局に通知する³⁸。この場合、異議申立に基づく暫定的拒絶の通報は、異議申立期間の経過後1月以内に行われる(商標法第56d条)。

2) 異議申立の要件(商標法規則第11条第1段落)

フィンランド特許庁に手数料(商標法第58条)とともにフィンランド語又はスウェーデン語の書面で2通提出する。また、異議申立書に添付する書類も可能な限り2通提出する。異議申立書には、異議申立理由を記載し、異議申立に関わる商品又は役務を明記する。

3) 国際登録の名義人の答弁書(商標法規則第11条第2段落)

異議申立書の送付を受けた国際登録の名義人は、その異議申立に対して特定の期限内に答弁書を提出できる(商標法規則第18条)。

フィンランドに住所がない国際登録の名義人が、フィンランド特許庁に答弁書を提出することを望む場合は、当該名義人は、欧州経済地域に居住する代理人を任命しなければならないが、その場合、欧州経済地域に住所がある法人も代理人とできる(商標法第56f条)。

4) 異議申立の決定(商標法第21条)

異議申立後、フィンランド特許庁は、当該国際登録の対象である商標が、上記「(4) 審査 ④絶対的拒絶理由の内容及び⑤相対的拒絶理由の内容」に記載した、フィンランド商標法に定める登録要件を満たしているか審理し、登録要件を満たしていないと認定した場合、当該国際登録の領域指定について拒絶を決定する(商標法第21条第1段落)。異議申し立て後、拒絶となる場合、フィンランド特許庁は拒絶決定通知を国際登録の名義人に送付し、不服申立期間経過後又は不服申立後拒絶が確定した場合、フィンランド特許庁は当該国際登録の領域指定について、保

³⁸ 参照:通知に関しては、本報告書(5)4) 暫定拒絶通報の第VII。職権審査に基づく暫定拒絶通報において、領域指定通知日から18カ月経過後に異議申立の可能性のある旨記載されている。

護拒絶確定声明を国際事務局に送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(3)）。なお、異議申立の対象が一部のみの場合には、保護(一部)認容声明を国際事務局に送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(2)）。

国際登録の領域指定について、異議申立により拒絶が確定したときは、フィンランド特許庁がその旨を公告する(商標法第 56d 条)。当該公告には、国際登録番号及び国際登録の名義人の名称若しくは商号が記載される(商標法規則第 23 条)。

異議申立人が異議申立を取り下げた場合であっても、特段の理由が存在するときは、当該事項の審査がされることがある(商標法第 20 条第 3 段落)。

フィンランド特許庁は、登録について何らの不備も認められないと判断した場合は異議申立を却下する(商標法第 21 条第 2 段落)。異議申立が不成立の場合、フィンランド特許庁は、国際事務局に保護認容声明を送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(2)）。

(10) 上訴

フィンランド特許庁の決定がフィンランドでの登録を求める国際登録の名義人に対して不利であるか、又はその事件が却下された場合は、国際登録の名義人は、当該決定に対する審判請求をすることができる(商標法第 56I 条第 1 段落)。

異議申立があったにも拘らず国際登録の領域指定がフィンランドにおいて効力を有する旨のフィンランド特許庁の決定に対して、当該異議申立人は、審判請求をすることができる。(商標法第 56I 条第 2 段落)。

フィンランド商標法に基づくフィンランド特許庁の決定に対する審判請求は、決定通知受領から 60 日以内に商事裁判所に提出する。審判請求手続及び裁判所における審理手続については、別途定める規則が適用される(商標法第 42 条、第 51a 条、特許及び登録に関する法律第 6 条等)^{39,40}。

(11) 権利行使

① 権利の発生時期、条件

国内商標の登録は、出願日から有効であり、登録日から 10 年間効力を持続し、更新の申請により登録の効力が持続する。登録の更新は、その有効期間の満了前 1 年以内及び満了後 6 月以内の期間に行い、更新手数料が納付されて登録更新がさ

³⁹ <http://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2013/20130578#P6>

⁴⁰ <http://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/2013/20130100>

れたとみなされる。所有者が登録簿の記載事項の変更を希望する場合又は商品が属する類について登録簿に記載がない場合、更新申請は書面によりフィンランド特許庁に対して行う（商標法第 22 条）。

マドリッド協定議定書に基づく国際登録は国際登録日から 10 年間有効であり、更に 10 年間を単位として繰り返し更新できる。効力の発生は国際登録日又は領域指定の記録日（事後指定の日）から生ずる（マドリッド協定議定書第 4 条(1)(a)）。

【フィンランドにおける商標権を侵害する行為】

1. 商標法第 1～3 条に規定される取引標章における権利の効果(商標法第 4 条)

- 1) 当該取引標章の所有者以外の何人も、その取引標章との混同を生じさせる虞がある何らかの標章を、
 - (i) 自己の商品自体若しくはその包装上に使用するか、
 - (ii) 宣伝広告用文書若しくは他の商業文書に使用するか、又は
 - (iii) 口頭での使用を含めその他の方法で使用するかを問わず、自己の事業活動において自己の商品に使用することが禁止される。

当該規定は、

- (i) 当該商品がフィンランド若しくは外国で販売され若しくは販売を意図されるか、又は
 - (ii) 事業目的で使用、保管若しくは貯蔵するため又は第三国に移送するためにフィンランド領内に輸入されるかを問わず適用される。
- 2) 他人の商品への使用に適する予備部品、付属品等を販売する場合、上記態様で、販売物品が当該取引標章の所有者を出所とし又は当該所有者がその標章の使用を許可したとの印象を与えるような方法で当該他人の取引標章を暗示することは、違法である。
 - 3) 商品が特定の取引標章の下に販売され、その販売後に当該取引標章の所有者以外の者が改造、修理又はその他の方法で当該商品を実質的に改変した場合、当該商品をフィンランドで再販するときは、当該改変が明確に指摘若しくは発表されるか又はその他明白な場合を除き、当該取引標章を使用してはならない。
 - 4) 取引標章の排他的権利は、それが使用商品若しくはその包装を当該目的に一層適したものにすることを主に意図しているか、又は当該取引標章の目的と異なる目的を与える標章の部分には適用されない(商標法第5条)。

- 5) 取引標章は、それらが同一又は類似の商品に使用される場合に限り、フィンランド商標法に基づいて混同を生じさせる虞があるとみなされる。しかし、正当な理由なき他人の取引標章使用が、先の取引標章の識別性若しくは名声の不正な利用を構成し、又はそれらを害する行為を構成する場合、フィンランドで評判が高い標章に有利に判断される。これは補助商号及び副次的標章にも適用される(商標法第6条)。
- 6) 混同する程に類似する取引標章について上記排他的権利を主張する者が複数存在する場合、商標法第8条⁴¹及び第9条⁴²の規定に従うことを条件として、最先の権利を主張することができる者が優先される(商標法第7条)。
- 7) 商標の所有者は、自己又は自己が同意を与えた他人が当該商標のもとに欧州経済地域内の市場に流通させた商品について、当該商品が再度市場に流通することに反対する正当な理由がある場合、特に、当該商品に改変が加えられ、又は市場流通後に品質が悪化している場合は、当該商標の使用を妨げることができる(商標法第10a条第1段落)。

【フィンランドにおける商標権の侵害とならない行為】

- 1) 他人の登録商標又は他人の事業で既に合法的に使用されている名称、宛先若しくは商号との混同を生じさせる虞がない場合、何人も、自己の姓、宛先又は商号を自己の商品の取引標章として自己の事業において使用することができる。商号に関しては、商号法にいう補助商号及び副次的標章にも適用される(商標法第3条第1段落)。
- 2) フィンランドで5年間継続して使用されている登録商標が、先に登録されたか又は確立された標章との混同を生じさせる虞がある場合であっても、その登録出願が善意で行われ、かつ、当該先の標章の所有者が前記期間における後の標章の使用を認識していたときは、当該後の標章の使用は禁止されない(商標法第8条)。
- 3) 確立された商標が、先に登録されたか又は確立された別の商標との混同を生じさせる虞があるが、先の商標の所有者が適切な期間内に後の商標の使用を阻止する措置を講じていない場合、先の商標の所有者には、後の商標の使用を禁じる権利がない(商標法第9条)。

⁴¹ フィンランドで5年間継続して使用されている登録商標が、先に登録されたか又は確立された標章との混同を生じさせる虞がある場合、その登録出願が善意かつ当該先の標章の所有者が前記期間に後の標章の使用を認識していた場合は、当該後の標章の使用は禁止されない

⁴² 確立された商標が、先に登録されたか又は確立された別の商標との混同を生じさせる虞があるが、先の商標の所有者が適切な期間内に後の商標の使用を阻止する措置を講じていない場合、先の商標の所有者には後の商標の使用を禁じる権利がない

4) 上記2)及び3)の場合に適切と認められるときは、取引標章の何れか一方又はその双方を、特定の態様においてのみ、例えば特定の形状で又は地名若しくはその他の説明的表示を伴って使用できる旨を決定でき、当該規定は商標法第3条第1段落又は第2段落に規定する混同の虞が存在する場合にも適用される(商標法第10条)。

5) 商標の所有者は、自己又は自己が同意を与えた他人が当該商標の下に欧州経済地域内の市場に流通させた商品について当該商標の使用を妨げることはできない。しかし、当該商品が再度市場に流通することに反対する正当な理由が当該所有者にある場合、特に、当該商品に改変が加えられ、又は市場流通後に品質が悪化している場合は、上記規定は適用されない(商標法第10a条第1段落)。

② 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

【民事措置】

商標権の侵害行為に対する民事訴訟は、商事裁判所に提訴する。フィンランドに住所がない商標所有者に対して提起する訴も上記裁判所が審理する(商標法第42条)。

裁判所は侵害手続において、以下の救済措置を認めることができる（商標法第38-42条、46条）。

- 1) 侵害行為の続行又は反復の禁止
- 2) 補償及び損害賠償
- 3) 侵害品からの商標の除去、商品の廃棄等
- 4) 物品の差押
- 5) 終局判決公表費用に関する補償
- 6) 権利の存在、不存在、権利侵害の確認

具体的には、以下の措置が商標法上規定されている。

(a) 差止命令（商標法第38条第1段落、第43条、第48-48a条）

裁判所は、取引標章についての権利を侵害する者に対して、命令により侵害行為の続行又は反復を禁じることができる(商標法第38条第1段落)。

差止命令の申請は、刑事訴訟⁴³と同時に審理することができる(商標法第43条(2))。

⁴³ 刑法第49章第2条又は商標法第39条に基づく刑事訴訟をいう。

裁判所は、差止訴訟を審理するに当たり、商標所有者の請求により、送信機、サーバーその他類似の装置の所有者、又は媒介者として機能する他の役務・プロバイダーが当該商標を侵害しているとされる行為を継続することを禁止し、これに違反した場合は罰金を課することができる⁴⁴(差止命令)(商標法第48a条第1段落)。

差止訴訟の提起前でも、裁判所は、商標所有者からの請求に基づき、差止命令を発することができる。ただし、上記に定める前提条件⁴⁵が存在し、かつ、差止をしなければ商標所有者の権利の実現が著しく困難になることが明白であることを条件とする⁴⁶(商標法第48a条第2段落)。

裁判所は、事件の緊急性に鑑みて必要な場合は、請求に基づき、侵害者とされている者を聴聞せずに、暫定的差止命令を発することができる。当該暫定的差止命令は、別段の命令があるまで存続する。当該暫定的差止命令を発した後、遅滞なく、侵害者とされている者に聴聞を受ける機会が与えられる。侵害者とされている者が聴聞を受けた後、裁判所は、遅滞なく、当該差止命令の効力を存続させるか又は当該差止命令を撤回するかを決定する(商標法第48a条第3段落)。

本条に基づいて発する差止命令は、第三者の権利を妨げてはならない。差止命令は、原告が保証金を納付した時点⁴⁷で効力を生じる。上記差止命令は、差止訴訟が差止命令発出から1月以内に提起されなかった場合は失効する(商標法第48a条第4段落)。

商標法第38条第1段落の差止訴訟が却下されるか若しくは認容し得ない旨決定された場合、又は原告が訴訟を放棄したか若しくは裁判所に出頭しなかったために当該事件が事件目録から抹消された場合、差止命令を請求した当事者は、差止命令の対象となった当事者及び侵害者とされている者に対して、差止命令の実行により生じた損害及び当該事件から生じたその他の費用を補償しなければならない。差止命令が取り下げられたか又は失効した場合も同様である(商標法第48a条第5段落)。

(b) 損害賠償(商標法第38条第2-3段落、第40条)

故意又は過失により取引標章についての権利を侵害した者は、当該標章の使用について適正な補償金及び侵害により生じたすべての損害についての補償金を

⁴⁴ ただし、商標を侵害したとされる者の権利を勘案し、又は、媒介者若しくは商標所有者の権利を勘案し、当該措置が均衡を欠くと認められる場合を除く。

⁴⁵ 商標法第48a条第1段落の場合である。

⁴⁶ 裁判所は、差止請求の当事者双方に聴聞を受ける機会を与えなければならない。当事者への通信は、郵便又はファクシミリ若しくは電子メールが用いられる。

⁴⁷ 保証金については、フィンランド裁判手続法第7章第7条の規定に従う場合であって、フィンランド執行法第7章第16条の廷吏に納付する保証金をいう(商標法第48a条第4段落)。

被害者に支払う。過失が軽微なものであった場合は、損害補償額について調整される場合がある(商標法第38条第2段落)。

ただし、過失が認められない場合であっても、侵害者は、当該取引標章の使用について適正な補償金を支払う義務を負う(商標法第38条第3段落)。

上記補償及び損害賠償の訴は、訴訟提起に先立つ5年の期間に生じた侵害に関してのみ提起することができる。補償及び損害賠償を受ける権利は、前記期間内にそのための訴訟が提起されなかった場合は消滅する。

登録により保護されている商標に関して補償及び損害賠償を求める権利は、訴訟が登録日から1年以内に提起される場合は、上記規定に拘らず、登録日前に生じた侵害を理由にして主張することができる(商標法第40条)。

(c) 侵害品からの商標の除去、商品の廃棄等(商標法第41条第1段落)

取引標章についての権利を侵害された者の請求により、裁判所は、可能な場合は、商品、その包装、ちらし、商業文書等に許可なく付された標章を除去するか、又は悪用されないことを確実にするように改変することを命じる。これが不可能な場合は、裁判所は、当該取引標章が付された物品を廃棄するか、又は指定する態様で変更するよう命じる。裁判所はまた、請求に基づいて、当該物品を対価と引き換えに原告に引き渡すよう命じる。

(d) 差押(商標法第41条第2段落)

侵害が故意か否かに拘らず、公訴官又は裁判所は、原告からの請求があり、かつ、必要と認められる場合、差押によって被告が被ることのある損害及び付随費用に関する適切な保証金を原告が提供するときは、物品の差押を命じる⁴⁸。

(e) 終局判決公表費用に関する補償(商標法第41a条)

商標の侵害訴訟において原告が要求する場合、裁判所は、商標権が被告により侵害されたと認定する終局判決に関する情報を原告が適切な手段により公表する場合、当該情報の公表の一般的意義、当該侵害の性質及び範囲、公表にかかった費用並びにその他関係する事実を留意して当該命令の発出の適否及び内容を考慮して、原告が公表⁴⁹するために負った費用を原告に補償するよう被告に命じる。

被告が支払うべき適切な公表費用の最高限度額は裁判所が定める。裁判所が定める当該終局判決が下された日から一定期間内に、原告が当該終局判決に関する情報を公表しなかった場合は、原告は補償を受ける権利を失う。

(f) 権利の存在、不存在、権利侵害の確認(商標法第46条)

⁴⁸ その他、当該差押に関しては、刑法の差押に関する一般規定が適用される(商標法第41条第2段落)。

⁴⁹ 当該情報の公表が他の法律で制限されている場合は公表命令は行われぬ(商標法第41a条第1段落)。

原告に対する不利益が明確でない場合は、登録商標に関する権利が存在するか否か、又は特定の行為が当該権利を侵害しているか否かの確認を求める訴訟を裁判所に提起することができる。

(g) 登録されたライセンス契約(商標法第 45 条)

ある者がフィンランドで登録商標を使用する独占的権利を与えられ、当該ライセンスが登録簿に登録されている場合、当該商標の所有者若しくはライセンシー又はその双方は商標権侵害訴訟の原告として認められる。

上記ライセンシーが侵害訴訟を提起しようとする場合は、商標所有者に対してその旨を通知しなければならない。通知がされない場合は、ライセンシーの訴訟は審理されない。

上記は、所有者が排他的ライセンスを他人に付与する際に同時使用の権利を留保している場合にも準用される。

(h) 商標の譲渡(商標法第 47 条)

訴訟が開始された後に関係商標が譲渡された場合は、商標登録無効を求める訴訟は、引き続き元の被告を相手方として続行することができ、原告に有利に下された判決は、そのまま商標譲受人にも引き継がれる。本規定は、登録商標無効訴訟に準用する。

【刑事措置】

フィンランドでは、商標の権利を侵害する知的財産犯罪に対する起訴⁵⁰;商標法第39条(1)に基づく侵害に対する起訴は、ヘルシンキ地方裁判所が管轄する(商標法第43条(1))。

商標に関する権利を故意に侵害した者は、商標法38条により罰金を科されるか、又は、刑法第49章第2条に基づく工業所有権に対する犯罪として罰金又は最大2年の禁固刑が科される。被害者による告発があった場合、公訴官が侵害の起訴を行う。

登録商標の場合に罰金が科されるのは、登録日後に生じた侵害に限る(商標法第39条)。

裁判所は、提訴後に管轄の根拠となる状況が変化する場合であっても、上記に規定された提訴を審理する管轄であり続ける(商標法第43条(3))。

⁵⁰ フィンランド刑法第 49 章第 2 条に基づく。

(1 2) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

1) セントラルアタック等により国内出願に変更した際の取扱い

(a) フィンランドにおいて効力を有する国際登録が、その基礎登録の効力若しくは基礎出願の係属が終了したために、国際登録日から5年以内に無効となり、かつ、当該商標の国際登録の名義人がフィンランドにおいて同一商標のフィンランドにおける登録を求める場合は、次を条件として、フィンランドの国内出願に転換することができ、当該出願は国際登録日（事後指定日）にされたものとみなされる。

- (i) 当該転換出願が関係国際登録の失効後3月以内にされること
- (ii) 当該転換出願の対象となる商品・役務がフィンランドにおいて効力を有した当該国際登録の対象に含まれていたこと
- (iii) 当該転換出願がその他の点で登録要件を満たすとともに、出願人が所定の手数料を納付すること(商標法第56i条)

(b) 議定書の締約国が議定書廃棄の通知を行ったことによりフィンランドにおいて効力を有する国際登録が失効し、かつ、当該商標の名義人が同一商標についてフィンランドでの国内登録を求める場合は、次を条件として、フィンランドの国内出願に転換することができ、当該出願は国際登録日（事後指定日）に行われたものとみなされる。

- (i) 当該終了通知が効力を生じた日後2年以内に当該出願がされること
- (ii) 当該国内出願の対象となる商品がフィンランドにおいて効力を有した当該国際登録の対象に含まれていたこと
- (iii) 当該出願がその他の点で登録要件を満たすとともに、出願人が所定の手数料を納付すること(商標法第56j条)

フィンランド特許庁は、上記の場合、当該国内出願が国際登録に基づくものであることを登録簿に登録し、かつ、その旨を公告する(商標法第56i条、第56j条)。

2) 代替⁵¹

フィンランド特許庁では、国内登録の対象である標章が国際登録の対象でもあり、かつ、その名義人が国際登録の名義人と同一である場合には、当該国際登録は、当該国内登録により生ずるすべての権利を害することなく、かつ、次の(a)から(c)を満たすことを条件として、当該国内登録に代替することができる旨規定されている(マドリッド議定書第4条の2(1)、商標法第56g条第1段落)。

(a) 国際登録による標章の保護の効果が第3条の3(1)又は(2)⁵²の規定に基づいて

⁵¹ http://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/contracting_parties/pdf/replies-1a/reply_fi.pdf

⁵² 第3条の3(1) 国際出願に際しては、国際登録による標章の保護の効果が及ぶ領域としていずれの

フィンランドに及んでいること

- (b) 国内登録又は広域登録において指定されたすべての商品及び役務がフィンランドに係る国際登録でも指定されていること⁵³。
- (c) (a)に規定する効果が国内登録又は広域登録の日の後に生じていること

フィンランド特許庁は、代替の請求に応じて、当該国際登録が国内登録を代替することを登録簿に記載し、かつ、その旨を公告する(商標法第 56g 条第 2 段落、マドリッド議定書第 4 条の 2(1))^{54,55}。記録にあたっては、フィンランド特許庁では手数料 (60 ユーロ⁵⁶) の納付が条件とされている。

フィンランド特許庁では、国際登録の上記代替の請求の有無にかかわらず、国際登録及び国内登録は併存することが認められている⁵⁷。

代替の手続きに関するマドリッド議定書共通規則 21 について、フィンランド特許庁は実務として執り行っているが、フィンランド商標法では、当該規則を施行するための条文は制定されていない。

なお、代替の請求は、国際事務局による通知の日又は事後指定の通知の日以後にすることができる。

フィンランド特許庁では、国際登録が、優先権等の特定の権利を有する国内登録を代替した後、国際登録の日から 5 年の期間が満了する前に、マドリッド議定書第 6 条⁵⁸の規定に基づいて、当該国際登録において指定された商品及び役務の全部又は一部が取り消された場合において、当該国際登録の名義人であった者が、マ

締約国を指定するかを特に記載する

(2) 領域指定は、標章の国際登録の後においても行うことができる。この領域指定は、規則に定める様式に従って行う。国際事務局は、領域指定を直ちに記録し、当該領域指定を関係官庁に対し遅滞なく通報する。記録された領域指定は、国際事務局が定期的に発行する公報に掲載する。領域指定は、当該領域指定が国際登録簿に記載された日から効力を生じ、当該領域指定に係る国際登録の存続期間の満了によりその効力を失う

⁵³ 国内登録において指定された商品役務すべてが国際登録で指定されていない場合、すなわち、国際登録で指定された商品役務が国内登録において指定された商品役務の範囲より狭い場合は、フィンランド特許庁では代替を認めていない。

⁵⁴ フィンランド特許庁は、代替に関する登録簿への国際登録に関する記載の請求を 2008 年の時点で 21 -100 件程度処理している。

⁵⁵ フィンランド特許庁が、職権で代替を登録簿へ記載することはない。

⁵⁶ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/fi.html?part=misc> を参照のこと

⁵⁷ http://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/contracting_parties/pdf/replies-1b/reply_fi.pdf

⁵⁸ 本国官庁は、規則の定めるところにより、国際事務局に対し(3)の規定に関連する事実及び決定を通報するものとし、国際事務局は、規則の定めるところにより、当該事実及び決定を利害関係者に通報し、かつ、これを公表する。本国官庁は、該当する範囲について国際登録の取消しを国際事務局に請求するものとし、国際事務局は、当該範囲について国際登録を取り消す。

ドリッド議定書第 9 条の 5⁵⁹の規定に基づいて、国際登録と同一の標章に係る商標登録出願（転換出願）をした場合、代替した国内登録が有していた優先権等の利益を享受することはできない。

フィンランド特許庁では、国内登録簿に国際登録である旨が記載されていない場合であっても、代替は適法に行われたものの、国内標章が更新されずに無効になった場合、国内標章により獲得されたいかなる権利の依存性も法的及び行政手続きにおいて許容される。

(i) 代替の手續

フィンランドに住所がない国際登録の名義人がフィンランド特許庁に代替の請求をする場合は、当該名義人は、欧州経済地域に居住する代理人を任命しなければならない。この場合、欧州経済地域に住所を有する法人も代理人として行なうことができる(商標法第56h条)。

(ii) 代替による効力の発生

フィンランドにおいて効力を有する国際登録の領域指定は、国際事務局により付与された国際登録日、事後指定の場合は事後指定日から効力を生じる。フィンランド商標法の規定及び本法に基づく規定を国際登録に準用する(商標法第56e条)。

3) ライセンスの記載

ライセンスに関しては、マドリッド共通規則 20 規則の 2(6)(b)の宣言をしていないため、国際登録簿へのライセンスの記録が有効と考えられる。以下にフィンランド商標で規定されている譲渡及びライセンス許諾について説明する。

登録商標又は指定商品役務の全部又は一部を他人に譲渡することができる。商標を所有する企業の所有権が移った場合、当該商標の所有権は企業所有権の移転に伴って移転する⁶⁰(商標法第 32 条)。

⁵⁹ 国際登録が、当該国際登録において指定された商品及びサービスの全部又は一部につき第 6 条(4)の規定に基づく本国官庁の請求により取り消された場合において、当該国際登録に係る領域指定が行われていた締約国の官庁に対し当該国際登録の名義人であった者が同一の標章に係る標章登録出願をしたときは、当該標章登録出願は、次の(i)から(iii)までの条件を満たすことを条件として、第 3 条(4)に規定する国際登録の日又は第 3 条の 3(2)に規定する領域指定の記録の日に行われたものとみなし、かつ、当該国際登録についてその名義人が優先権を有していた場合には、当該名義人であった者は、同一の優先権を有するものとする。i) 標章登録出願が国際登録の取り消された日から 3 箇月以内に行われること。ii) 標章登録出願において指定された商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録において指定されていた商品及びサービスに実際に含まれること。iii) 標章登録出願が手数料の支払を含む関係法令上のすべての要件を満たしていること。

⁶⁰ なお、登録商標は以前の所有者が所有する旨の条件又は以前の所有者及び新所有者が共に異なる商品に当該商標を使用する旨の条件がある場合を除く(商標法第 32 条)。

登録商標の譲渡は、請求に基づいて登録簿に記録される。フィンランド特許庁が、譲渡後の商標の使用が公衆に誤認を生じさせる明白なおそれがあると判断する場合、譲渡の登録簿への記録は、当該商標の改変又は付加により当該誤認の要素が除去されない限り、許可されない。登録簿に記録されない商標譲渡は、当該商標を善意で取得した第三者に対抗することはできない。商標権の質権は、書面による契約がなされ、かつ、登録簿に記載されることで設定され、当該記載により質権は効力を生じる(商標法第 33 条)。

登録商標の所有者は、当該登録商標の所有権を放棄せず、当該商標を他人がその事業に使用するライセンスを許諾することができる。ライセンスは、フィンランド全域又は一部地域について与えることができ、また、当該登録商標により保護される商品又は役務の全部又は一部を対象とすることができる。ライセンシーの数は、1 又は複数であってよい。当該ライセンスは、請求に基づき登録簿に記載される。ただし、ライセンス許諾された商標の使用が明らかに公衆に誤認を生じさせる虞がある場合は、フィンランド特許庁により当該ライセンスの登録が拒絶されうる。ライセンス期間の満了が証明された場合、登録は登録簿から抹消される。登録簿に登録されないライセンスは、善意で当該商標を取得した第三者に対抗することができない。別段の合意がある場合を除いて、ライセンシーは、自らの権利を第三者に譲渡してはならない(商標法第 34 条)。

質権が設定されている場合を除き、商標権は、債務に対する差押の対象とすることはできない。商標所有者が破産してその財産が引渡される場合、当該商標権も当該所有者の財産とされる(商標法第 35 条)。

譲渡又はライセンス許諾された登録商標が、新たな譲受人又はライセンシーによる当該商標の使用形態に誤認を生じさせる虞がある場合、裁判所により、裁量により、新たな譲受人又はライセンシーによる当該使用が禁じられる場合がある。当該商標が誤認を生じさせる場合、又は当該所有者若しくは所有者の同意を得た他人が公衆に誤認を生じさせる虞がある態様で当該商標を使用する場合も、当該商標の使用が禁じられる場合がある⁶¹(商標法第 36 条)。

上記商標法第 36 条に基づいて登録商標の使用が禁止される場合、裁判所は、商品⁶²、その包装、パンフレット、ちらし、商業文書等に付されている当該登録商標

⁶¹ 上記に基づく訴訟は、公訴官、当該取引標章の使用によって不利益を被る者、又は関連事業若しくは関連業者の利益を保護する機関が提起することができる(商標法第 36 条)。

⁶² 当該物品は、命令が履行されるまで差押することができ、この場合、刑法の差押に関する一般規定が適用される(商標法第 37 条)。

を除去するか、又は誤認を生じさせる虞がないよう改変するよう命じる。また、他の方法では誤認を生じさせる虞を除去できない場合、裁判所は、当該登録商標が付された物品を廃棄するか、又は指定する態様で改変するよう命じる(商標法第37条)。

(13) 議定書に関する宣言⁶³

- 1) 個別手数料を賦課するマドリッド協定議定書8条(7)(a)の宣言
- 2) 暫定的拒絶の通報の送付期間を、国際事務局から国際登録の領域指定の通知を受領した日から18カ月に延長するマドリッド協定議定書5条(2)(b)の宣言
- 3) 18カ月の期間経過後に異議に基づく暫定的拒絶の通報が行なわれる可能性があることを通報できるマドリッド協定議定書5条(2)(c)の宣言

(14) フィンランドに特徴的な制度

1) コンセント制度 (商標法第14条第2段落)

フィンランドはいわゆる留保型コンセント制度を採用しており、商標法第14条(4)-(9)⁶⁴に規定する他人と混同を生じさせる商標については、権利の関係人が同意する場合には、登録が他の規定に反さない限り登録を受けることができるというコンセント制度を採用している。

2) スローガンの商標の登録可

フィンランドでは、スローガンの商標も認められている⁶⁵。

⁶³ <http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

⁶⁴ 「(4)審査⑤相対的拒絶理由の内容」にて記載した、他人の氏名名称等;他人の著作権等;他人の商号等;他人の商品役務に使用する取引商標と混同するおそれのある商標;欧州共同体域内で先登録商標と混同の恐れがある商標等があげられる。

⁶⁵ フィンランド特許庁ホームページ <http://www.prh.fi/fi/index.html> → 「in English」をクリックして英語を選択 → <http://www.prh.fi/en/index.html>: 「Trademarks」をクリック → <http://www.prh.fi/en/tavaramerkit.html>: 左欄の「What can be accepted as a trademark?」をクリック → <http://www.prh.fi/en/tavaramerkit/millainen.html>: このサイトの「A trademark may also include」との記載の下の4番目に「a slogan」という記載がある。

(15) フィンランド特許庁ウェブサイト等から入手可能な情報

① フィンランド商標検索システム

参照アドレス : <http://www.prh.fi/en/tavaramerkit.html>

(1) 簡易検索(Freetext Search)

ここでは、フィンランド特許庁が提供するデータベースを用いて商標の簡易検索を行う手順を紹介する。

The screenshot shows the PRH website's Trademarks page. The main navigation bar includes 'Trade Register', 'Register of Associations', 'Register of Foundations', 'Enterprise Mortgages', 'Trademarks', 'Designs', 'Patents', and 'Utility Models'. The 'Trademarks' section is active. On the left, there is a sidebar with various links like 'What can be accepted as a trademark?', 'How to apply', 'Renewals and amendments', etc. The main content area is titled 'Trademarks' and contains introductory text and a 'Current affairs' section. On the right, there are sections for 'INFORMATION AND SERVICES' and 'USEFUL LINKS'. A red box highlights the 'Search the Trademark Database' button in the 'USEFUL LINKS' section.

手順1 : フィンランド特許庁ウェブサイトのトップページより「Trademarks」欄の「Search the Trademark Database」(青枠内)をクリックする

PRH FINNISH PATENT AND REGISTRATION OFFICE

Main page > Trademarks > Databases > Trademark Database

Trademark Database

- [Search page](#)
- [Search instructions](#)
- [Contents of the database](#)
- [Conditions for use](#)

The Trademark Database provides basic information on pending trademark applications and valid registrations in Finland, and international registrations under the Madrid Protocol (WIPO) designating Finland.

The trademark database offers you a quick and easy way of studying what marks have already been registered, or what is the current status of an application. You can search information by submitting

- an individual national application number or registration number, or an international registration number
- a specific word to retrieve marks containing the word in question; or
- the name of a client to retrieve registrations and applications pertaining to the client.

The database contains basic information of some 170,000 trademarks and some 50,000 international registrations valid in Finland.

EU trademarks registered by OHIM are also valid in Finland.

Content Searches by a specific word include national applications and registrations as well as international registrations valid in Finland. The search by the name of a client only retrieves national, valid registrations and pending applications.

Please note that there is no information on EU trademarks in the Trademark Database. You can search for information on EU trademarks on the OHIM website.

Availability This service is not available between 01.00 and 07.00 owing to updating and maintenance of the database.

Updating The database is updated once each working day.

Price Free of charge

手順 2 : ここをクリックして検索画面を表示させる

PRH TAVARAMERKKITIEKANTA  Tavaramerkin asiakasneuvonta
029 509 5855 (ma-pe 9.00-16.15)

Search Gazettes

SEARCH

Free textsearch:

Search by free textsearch

Advanced search ▾

手順 3 : 簡易検索を実行
「Free textsearch」欄の検索窓 (Search by free textsearch) にキーワードを入力して「Search」をクリックする。(ここではキーワード「apple」で検索)

※簡易検索実行以降の手順については、後述する高度検索の手順 5~6 を参照されたい。

(2) 高度検索(Advanced Search)⁶⁶

ここでは、フィンランド特許庁が提供するデータベースを用いて商標の検索を行い、検索された商標の詳細情報を読み取るまでの手順を紹介する。

The screenshot shows the website of the Finnish Patent and Registration Office (PRH). The main navigation bar includes 'Trade Register', 'Register of Associations', 'Register of Foundations', 'Enterprise Mortgages', 'Trademarks', 'Designs', 'Patents', and 'Utility Models'. The 'Trademarks' section is active. On the left, there is a sidebar with various links like 'What can be accepted as a trademark?', 'How to apply', 'Renewals and amendments', etc. The main content area is titled 'Trademarks' and contains introductory text about trademarks. On the right, there are sections for 'INFORMATION AND SERVICES' and 'USEFUL LINKS'. A red box highlights the 'Search the Trademark Database' button in the 'USEFUL LINKS' section.

手順1：フィンランド特許庁ウェブサイトのトップページより「Trademarks」欄の「Search the Trademark Database」(青枠内)をクリックする。

⁶⁶ フィンランド特許庁では商標検索データベースの仕様を2014年11月に大幅に変更した。そのため、現時点では検索の仕方によってはうまく作動しない場合があるようである(2014年12月現在)。

PRH FINNISH PATENT AND REGISTRATION OFFICE

Main page > Trademarks > Databases > Trademark Database

Trademark Database

- [Search page](#)
- [Search instructions](#)
- [Contents of the database](#)
- [Conditions for use](#)

The Trademark Database provides basic information on pending trademark applications and valid registrations in Finland, and international registrations under the Madrid Protocol (WIPO) designating Finland.

The trademark database offers you a quick and easy way of studying what marks have already been registered, or what is the current status of an application. You can search information by submitting

- an individual national application number or registration number, or an international registration number
- a specific word to retrieve marks containing the word in question; or
- the name of a client to retrieve registrations and applications pertaining to the client.

The database contains basic information of some 170,000 trademarks and some 50,000 international registrations valid in Finland.

EU trademarks registered by OHIM are also valid in Finland.

Content Searches by a specific word include national applications and registrations as well as international registrations valid in Finland. The search by the name of a client only retrieves national, valid registrations and pending applications.

Please note that there is no information on EU trademarks in the Trademark Database. You can search for information on EU trademarks on the OHIM website.

Availability This service is not available between 01.00 and 07.00 owing to updating and maintenance of the database.

Updating The database is updated once each working day.

Price Free of charge

手順 2 : ここをクリックして検索画面を表示させる

PRH TAVARAMERKKITIEKANTA  Tavaramerkin asiakasneuvonta
029 509 5855 (ma-pe 9.00-16.15)

Search Gazettes

SEARCH

Free textsearch:

Search by free textsearch

[Advanced search](#)

手順 3 : 高度検索の欄に移動する。
「Advanced search」をクリックする。

手順 4 : 検索を実行。
 任意の検索項目に入力を行い、「Search」をクリックして、検索を実施する（ここでは「Word elements」に"apple"と入力して検索）。
 「Search」をクリックし結果を表示させた後の手順については、手順 5 を参照のこと。

Word elements:

Application number:

Registration number:

Trademark kind:

Current status:

Scope:

Applicant/Holder:

Representative:

Application date: From: To:

Goods and services: Term:

Class number:

Vienna code:

検索項目は以下の通りである⁶⁷。

- 1) Word elements : 語彙検索
- 2) Application Number : 出願番号(T200800345 / t200800345 等の 9 桁の番号を入力する)
- 3) Registration Number : 登録番号
- 4) Trademark kind : 商標の種類（以下から選択可）
 - Figurative : 図形
 - Figuratie-word : 図形及び文字
 - Word : 文字

⁶⁷ フィンランド特許庁ホームページ <http://www.prh.fi/en/index.html> → 「Trademarks」をクリック
<http://www.prh.fi/en/tavaramerkit.html> → 「Search the Trademarks Database」をクリック
<http://www.prh.fi/en/tavaramerkit/tavaramerkkitietokannat/tavaramerkkitietokanta.html> → 「search instructions」をクリック
<http://www.prh.fi/en/tavaramerkit/tavaramerkkitietokannat/tavaramerkkitietokanta/hakuohjeet.html> *フィンランド特許庁の商標検索データベースの仕様が 2014 年 11 月に大幅に改訂されたため、上記サイトと整合性がとれていない箇所があるようである(2014 年 12 月現在)。

3d : 立体
Colour : 色彩
Sound : 音声
3d-word : 立体及び文字

- 5) Current states : 現在のステータス (以下から選択可)
- National; Application pending(国内案件係属中)
 - National; Registered, waiting to be published (opposition period)
(国内案件 登録公示前(異議申立期間))
 - National; Registered, period for filing an opposition pending
(国内案件 異議申立請求期間中)
 - National; Registered, opposition proceedings pending
(国内案件 異議申立審理中)
 - National; Removed from the register because failure to renew
(国内案件 更新手続失効による抹消)
 - National; Application withdrawn(国内案件 出願取下)
 - National; Application dismissed(国内案件 出願却下)
 - National; Application Appeal pending(国内出願 審判係属)
 - National; Application removed from the register, registration revoked on account of an opposition(国内出願 異議決定による取消)
 - National; Application removed from the register by court decision
(国内出願 判決による取消)
 - National; Application removed from the register at the holder's request
(国内案件 出願放棄)
 - National; Application removed from the register the trademark is not represented(国内出願 代理人不在による取消)
 - National; Application rejected on account of an opposition
(国内案件 異議申立による出願拒絶)
 - International; Accepted ad valid in Finland, waiting to be published(opposition period)(国際登録 登録公示前(異議申立期間))
 - International; Accepted ad valid in Finland, period for filing an opposition pending (国際登録 異議申立請求期間中)
 - International; Accepted ad valid in Finland, opposition proceedings underway
(国際登録 異議申立係属中)
 - International; Registration valid in Finland(国際登録 保護認容)
 - International; Registration not valid in Finland, not renewed
(国際登録 更新なしで登録失効)
 - International; Registration not valid in Finland, no reply to notification

(国際登録 暫定的拒絶に対する応答なく登録否定)

International; Registration not valid in Finland, withdrawn

(国際登録 保護拒絶:取下)

International; Registration not valid in Finland, rejected

(国際登録 保護拒絶:拒絶)

International; Appeal pending(国際登録 審判係属)

International; Registration not valid in Finland, opposition uphold

(国際登録 異議申立係属中)

International; Registration not valid in Finland by court decision

(国際登録 判決による無効)

International; Registration not valid in Finland, dismissed

(国際登録 効力拒絶確定)

- 6) **Scope** : 範囲 (右の↓をクリックして、国内か国際か選択できる)
- 7) **Applicant/Holder** : 商標出願人又は名義人
例えば、「John*」と入力すると、John を前方に含む出願人等を検索できる
「*John*」と入力すると John という名前前の出願人等を検索できる
「*John」と入力すると John を後方に含む出願人等を検索できる
- 8) **Representative** : 代理人
- 9) **Application date** : 出願日
「From:」及び「To:」をクリックして期間を検索したい年月日を各々指定することで検索期間を限定して検索をすることができる。
- 10) **Goods and Services** : 商品及び役務
「Term:」に商品役務名を「Class number:」に分類記号を入力することができる⁶⁸。
- 11) **Vienna code** : ウィーン図形分類⁶⁹のコードを入力して検索

⁶⁸ <http://www.prh.fi/en/tavamerkit/tavamerkkietietokannat/tavamerkkietietokanta/hakuohjeet.html> の「Class of goods/services」の欄の「the contents of different classes of goods/services here」をクリックすると、現在有効な商品役務分類情報が得られるようである。実際はさらに、「International classification of trademarks (WIPO)」をクリックして WIPO のページに移動するか、+358 (0)9 6939 5251 に電話することで情報が得られるようである。

⁶⁹ ウィーン図形分類については http://www3.ipdl.inpit.go.jp/TF/html.j/term_v/indexj.html を参照

SEARCH

Free textsearch:

38 results found.

= 1 =

Application No.	Registration No.	Current status	Word elements	Mark	Applicant/Holder	Classes
T196802544	55896	National; Re- moved from the register because fail- ure to renew	apple		APPLE CORPUS S.A.	9 16
T199001416		gistered	APPLE		APPLE INC.	16
T198101272	91216	National; Re- gistered	APPLE		APPLE INC.	9
T198802781	114902	National; Re- gistered	APPLE		APPLE INC.	9
T201102540		National; Ap- plication dis- missed	apple.xxx		LAMPINEN, JANI OLAVI	38
T200402924	246304	National; Re- gistered	Apple Mouth		HÖÖKS HEVOS- URHEILU OY	6 9 18 25

手順 5 : 所望の事件に関するページ(以下、「詳細ページ」)を表示又は取得する。
 手順 4 による検索の結果が示されたら、
 所望の事件の出願番号をクリックする。

ここをクリックする



ここをクリックすると
印刷できる

BASIC INFORMATION

Registration system; Current status

National; Removed from the register because failure to renew

Application number

T196802544

Application date

2.7.1968

Priority date

-

Registration number

55896

Registration date

22.12.1969

Expiry date

22.12.1999

Opposition start date

-

Opposition end date

-

Guarantee or collective trademark

No

Mark description

-

Colour description

書誌事項及び経過情報の
一部が記載されている

手順6：詳細ページから情報を読み取る
詳細ページに含まれる内容は大きく2つに分けられる(この通りに区分されているわけではない)：
1) BASIC INFORMATION 基本情報
2) HISTORY 経過情報
以下では、上記2つの内容について記載する。

Vienna code 05.07.00		
GOODS AND SERVICES		
Class number	Terms	
9		
16		
OWNER		
Name	Domicile	Country
APPLE CORPS S.A.	Lausanne / Lausanne	CH
REPRESENTATIVE		
Name	Domicile	Country
Keijo Heinonen Oy	Helsinki / Helsingfors	FI
CORRESPONDENCE		
Event	Event date	Due date
PUBLICATIONS		
Gazette number	Kind	
16/2000	Removal from register	

商品役務の分類記号が記載される

登録商標の名義人とその居所及び国記号が記載される

代理人名とその居所及び国記号が記載される

通信記録が記載される

公示書類の番号と公示内容が記載される

1) 基本情報

1) BASIC INFORMATION 基本事項

基本情報に含まれる事項は以下のとおりである

Application number : 出願番号

Application date : 出願日

Priority date : 優先日

Registration number : 登録番号

Expiry date : 存続期限

Opposition start date : 異議申立開始日

Opposition end date : 異議申立終了日

Guarantee or collective trademark : 保証及び団体標章

Mark description : 標章記載

Colour description : 色彩記載

Disclaimer : 放棄

Vienna code : ウィーン図形分類コード

2) 経過情報

2) 経過情報 (Application, appealing and Opposition に記載される)

「Application, appealing and Opposition」の欄に含まれる経過情報は以下のとおりである。

すなわち、出願、審判、異議申立について各々以下の情報が記載される。

Filing Date : 提出日

Event : 案件

Status Date : 処分日

Status : 処分の内容

The screenshot shows a table titled "APPLICATIONS, APPEALS AND OPPOSITIONS RELATING TO THE TRADEMARK". The table has four columns: "Filing date", "Event", "Status date", and "Status". There are two rows of data. Below the table, there is a "Link to this trademark" and buttons for "Print" and "Close".

Filing date	Event	Status date	Status
3.9.1979	Renewal	10.12.1979	Accepted
13.12.1989	Renewal	6.3.1990	Accepted

Annotations:

- A red callout box points to the table with the text: "登録商標の出願、審判及び異議申立の提出日、提出内容、処分日及び処分内容が記載される"
- A red callout box points to the "Print" button with the text: "ここをクリックすると、詳細内容を印刷できる"
- A red callout box points to the "Close" button with the text: "ここをクリックすると、本ページが閉じられる"

(3) 著名標章リスト (List of Trademarks with a Reputation⁷⁰)

ここでは、フィンランド特許庁が提供する著名標章のデータベースを用いて、フィンランドにおける著名標章検索を行う手順を紹介する。

なお、ここで用いられている著名標章とは、フィンランド商標法第6条第2段落⁷¹に規定されている「フィンランドの著名標章」に相当する。

当該リストへの掲載は、名義人等から著名リストへの掲載請求により行う。具体的には、掲載請求があった後、フィンランド特許庁が当該標章の著明性の審査を行い、当該リストへの掲載が承認されたものが掲載されるようである。

The screenshot shows the PRH website's 'Trademarks' page. The navigation menu includes 'Trade Register', 'Register of Associations', 'Register of Foundations', 'Enterprise Mortgages', 'Trademarks', 'Designs', 'Patents', and 'Utility Models'. The 'Trademarks' section is active. On the left, there is a sidebar with various links like 'What can be accepted as a trademark?', 'How to apply', 'Renewals and amendments', etc. The main content area is titled 'Trademarks' and contains introductory text and a 'Current affairs' section. On the right, there are sections for 'INFORMATION AND SERVICES' and 'USEFUL LINKS'. A red box highlights the 'Search the Trademark Database' button in the bottom right corner.

手順1：フィンランド特許庁ウェブサイトのトップページより「Trademarks」欄の「Search the Trademark Database」(青枠内)をクリックする。

⁷⁰ フィンランド特許庁ホームページ <http://www.prh.fi/en/index.html>→「Trademarks」をクリック
<http://www.prh.fi/en/tavaramerkit.html>→「Search the Trademarks Database」をクリック
<http://www.prh.fi/en/tavaramerkit/tavaramerkkitietokannat/tavaramerkkitietokanta.html>→画面左欄の「search instructions」をクリック

⁷¹ 第1段落にかかわらず、取引表象の混同については、正当な理由なく他人の取引表象を使用することが、先の取引表象の識別性若しくは名声を不公正に利用し、又はそれらを害する行為を構成する場合には、フィンランドの著名標章に有利に判断することができる(フィンランド商標法第6条第2段落)。

手順2：著名標章リストのページに移動する
画面左欄「Databases」欄下部の「List of Trademarks with a Reputation」をクリックする

ここをクリックする

Main page > Trademarks > Databases > List of Trademarks with a Reputation

List of Trademarks with a Reputation

手順3：著名標章リスト検索ページに移動する
「List of Trademarks with a Reputation」の下部の「Search page」をクリックする

ここをクリックする

PATENTTI- JA REKISTERIHALLITUS

Information on this service
PRH > Trademarks > Trademark with a reputation

LIST OF TRADEMARKS WITH A REPUTATION

suomeksi
på svenska

Search

Search all marks

Holder: FIND

Number: FIND

Words in the mark: FIND

Limitation of search [Print](#)

Marks admitted on the list

Marks applied for the list

Both

全著名標章を表示させるにはここをクリックする（手順4-1）

著名標章の検索をするにはここに検索項目を入力する（手順4-2）

手順4：検索実行
 4-1：「**Search all marks**」をクリックすると全著名標章を表示することができる。
 4-2：任意の検索項目に入力を行い、「**FIND**」をクリックして検索を行うと所望の著名標章を表示することができる。
 各々の検索手順について以下の手順4-1、手順4-2に記載する。

手順4-1：著名標章全検索の結果を表示する

「**Search all marks**」をクリックすると全著名標章を表示することができる。さらに、選択した著名標章の詳細内容は「**More information**」から獲得することができる。ここでは、「**PAULIG**」という著名標章を選択した。なお、上記手順4で「**Mark applied for the list**（著名リストへの掲載が請求された標章（著名標章未承認））」と「**Mark admitted on the list**（著名リストへの掲載が承認された標章）」という選択項目があるが、このどちらかを選択することでさらに標章の種類を絞り込むこともできる。

Pages: [1] [2]

Marks applied for and admitted on the list

Target group information is not shown on marks applied for the list

Number: 2007001	Words in the mark: PAULIG	
Admitted on the list		
Holder: Oy Gustav Paulig Ab		[More information]
Number: 2007002	Words in the mark: FINLAYSON	
Admitted on the list		
Holder: Finlayson Oy		[More information]
Number: 2007003	Words in the mark: OLVI	
Admitted on the list		
Holder: Olvi Oyj	* Defined target group	[More information]
Number: 2007004	Words in the mark: K (kuvio)	
Admitted on the list		
Holder: Kesko Oyj		...

著名標章の詳細を表示させる
にはここをクリックする

* 各項目の記載内容については、上記記載等⁷²を参照のこと

Number: 2007001			
Filing date	15.8.2007	Holder	Oy Gustav Paulig Ab
Date of approval	14.12.2007	Street address	PL 15
Validity expires	14.12.2017	Postal code	00981
		Town or city	HELSINKI
Words in the mark	PAULIG	Country	FI
Group	Ei rajattuEj begränsad		
Goods / services	Luokka 30: kahvi	Representative	Asianajotoimisto Heinonen & Co Oy
		Street address	Fabianinkatu 29 B
		Postal code	00100
		Town or city	HELSINKI
		Country	FI

⁷² <http://www.prh.fi/en/tavamerkit/tavamerkkietietokannat/tavamerkkietokanta/hakuohjeet.html>

手順4-2：著名標章の検索を行う

以下の検索項目に入力を行い、「FIND」をクリックして検索を行うと著名標章を絞り込むことができる。

Holder：名義人を入力する

Number：商標番号を入力する

Words in the mark：商標に記載されている語彙を入力する

ここでは、「PAULIG」という語彙を入力した。

なお、上記手順4で「Mark applied for the list（著名リストへの掲載が請求された標章（著名標章未承認）」と「Mark admitted on the list（著名リストへの掲載が承認された標章）」という選択項目があるが、このどちらかを選択することでさらに標章の種類を絞り込むこともできる。

Number:

Words in the mark: PAULIG

Pages: [1]

Marks applied for and admitted on the list

Target group information is not shown on marks applied for the list

Number:	Words in the mark:
2007001	PAULIG

Admitted on the list

Holder:
Oy Gustav Paulig Ab

[[More information](#)]

手順4-2：著名標章検索の結果を表示する
選択した著名標章の詳細内容は「More
information」から獲得することができる。

著名標章の詳細を表示させる
にはここをクリックする

得られる結果は手順4-1と同様である。

② フィンランドにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

参照アドレス : <http://www.prh.fi/en/tavaramerkit.html>

商品役務名を確認するサイトがあるが、ここをクリックすると WIPO のサイトへとつながり、そこで確認することになる。

The screenshot shows the PRH website's Trademarks page. The left sidebar contains a list of navigation items, with 'Classification of trademarks' highlighted by a red rectangular box. The main content area is titled 'Trademarks' and includes a definition, registration information, and a 'Current affairs' section with several news items. The right sidebar contains 'INFORMATION AND SERVICES' and 'USEFUL LINKS' sections.

手順 1 : フィンランド特許庁ウェブサイトのトップページより「Trademarks」欄の「Classification of trademarks」をクリックする。

PRH FINNISH PATENT AND REGISTRATION OFFICE

TEXT-ONLY VERSION SITE MAP SUOMEKSI PA SVENSKA

Q Write here Search SEARCH PAGE About us Contact us

Trade Register Register of Associations Register of Foundations Enterprise Mortgages Trademarks Designs Patents

Utility Models

Trademarks

What can be accepted as a trademark?

How to apply

Renewals and amendments

Preliminary examinations

Trademarks with a reputation

Classification of trademarks

Registration abroad

Databases

The Trademark Gazette

Advisory service

Frequently asked questions

Price list and payment instructions

Forms

Statistics

Legislation

Main page > Trademarks > Classification of trademarks

Classification of trademarks (NCL10-2014) in force since January 1, 2014

International classification of trademarks (WIPO)

For information and advice on classification matters, please call +358 (0)9 6939 5251.

INFORMATION AND SERVICES

Read more about trademarks →

Read more about trademark classification →

How to apply →

USEFUL LINKS

Price lists and payment instructions

Forms

The Trademark Gazette

SEE ALSO

Statistics

Legislation

Other websites

Search the Trademark Database →

Feedback →

手順 2 : 「International classification of trademarks (WIPO)」をクリックする。
これにより、WIPO のサイトへ移ることになる。

WIPO のサイトで有効な商品・役務名を検索することになる。

WIPO IP SERVICES Nice Classification, official publication

WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

SEARCH

NICE HOME PAGE - HELP - GUIDANCE

EDITION-VERSION

10 - 2014

DOWNLOAD

CLASS INDEX

GOODS

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
11 12 13 14 15 16 17 18 19 20
21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
31 32 33 34

SERVICES

35 36 37 38 39 40 41 42 43 44
45

Pagination

LANGUAGE

English

French

English/French

French/English

VIEW MODE

Flat

Taxonomy

Full

SHOW

Explanatory Notes

Basic Numbers

Nicepub version: 2.10
Last modified: 2014.12.18

Classes

Alphabetical

Class Headings

General Remarks

Modifications

Search

List of Goods and Services in Class Order

Please select a class from the table on the left action bar